

## &lt; 廃棄物処理法に関する参考資料 &gt;

## 資料1 特別管理産業廃棄物の種類と判定基準

主な分類		概要		
特別管理産業廃棄物	廃油	揮発油類、灯油類、軽油類(難燃性のタールピッチ類を除く)		
	廃酸	pH 2.0 以下の酸性廃液		
	廃アルカリ	pH12.5 以上のアルカリ性廃液		
	感染性産業廃棄物☆	医療機関等から排出される感染性のある又はそのおそれのある産業廃棄物		
	特定有害産業廃棄物	廃 PCB 等	廃 PCB、PCB 含有廃油	
		PCB 汚染物	PCB が付着等した汚泥、紙くず、廃プラスチック類、金属くずなど	
		PCB 処理物	廃 PCB 等、PCB 汚染物の処理物で基準不適合のもの★	
		廃水銀等	特定の施設で生じた廃水銀又は廃水銀化合物 水銀若しくはその化合物が含まれているもの 水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀	
		廃石綿等	石綿建材除去事業に係るもの 大気汚染防止法の特定粉じん発生施設から生じたもの	
		業等有害重金属を含む産業廃棄物	鉱さい	重金属等について基準不適合のもの★
			燃え殻、ばいじん☆	重金属等、ダイオキシン類について基準不適合のもの★
廃油☆	揮発性有機化合物である廃溶剤★			
汚泥、廃酸、廃アルカリ☆	重金属等、揮発性有機化合物、ダイオキシン類等について基準不適合のもの★			

☆排出元の施設限定あり

★特定有害産業廃棄物の判定基準に不適合

## &lt;特定有害産業廃棄物の判定基準&gt;

試験方法 (単位)	ばいじん、燃え殻、鉱さい	汚泥	特定有害産業廃棄物を処分するために処理したもの		廃酸、廃アルカリ
			廃酸、廃アルカリ以外の場合	廃酸、廃アルカリの場合	
試験方法 (単位)	溶出試験 (mg/L 以下)		含有量試験 (mg/L 以下)		
アルキル水銀化合物	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
水銀又はその化合物	0.005	0.005	0.005	0.05	0.05
カドミウム又はその化合物	0.09	0.09	0.09	0.3	0.3
鉛又はその化合物	0.3	0.3	0.3	1	1
有機燐化合物	—	1	1	1	1
六価クロム化合物	1.5	1.5	1.5	5	5
砒素又はその化合物	0.3	0.3	0.3	1	1
シアン化合物	—	1	1	1	1
PCB	—	0.003	0.003	0.03	0.03
トリクロロエチレン	—	0.1	0.1	1	1
テトラクロロエチレン	—	0.1	0.1	1	1
ジクロロメタン	—	0.2	0.2	2	2
四塩化炭素	—	0.02	0.02	0.2	0.2
1,2-ジクロロエタン	—	0.04	0.04	0.4	0.4
1,1-ジクロロエチレン	—	1	1	10	10
シス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.4	0.4	4	4
1,1,1-トリクロロエタン	—	3	3	30	30
1,1,2-トリクロロエタン	—	0.06	0.06	0.6	0.6
1,3-ジクロロプロペン	—	0.02	0.02	0.2	0.2
チウラム	—	0.06	0.06	0.6	0.6
シマジン	—	0.03	0.03	0.3	0.3
チオベンカルブ	—	0.2	0.2	2	2
ベンゼン	—	0.1	0.1	1	1
セレン又はその化合物	0.3	0.3	0.3	1	1
1,4-ジオキサン	0.5 <sup>1)</sup>	0.5	0.5	5	5
試験方法 (単位)	含有量試験 (値以下)				
ダイオキシン類 (DXN) <sup>2)</sup>	3ng-TEQ/g	3ng-TEQ/g	3ng-TEQ/g	100pg-TEQ/L	100pg-TEQ/L

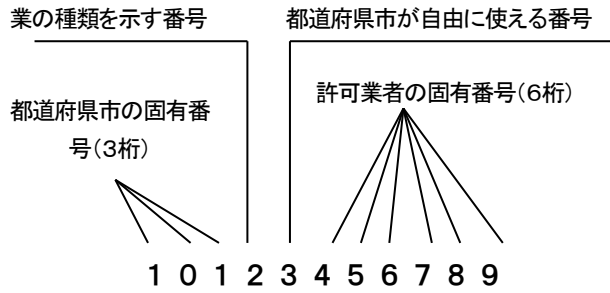
1) ばいじんおよびその処理物に適用

2) DXN は、鉱さいを除いた燃え殻、ばいじん、汚泥およびその処理物に含まれる含有量を示す。

・指定下水汚泥は省略

資料2 処理業者の許可番号と県政令市の一覧

(1) 処理業者の許可番号



業の種類を示す番号

産業廃棄物収集運搬業	積替保管を含まない	0
	積替保管を含む	1
産業廃棄物処分業	中間処理のみ	2
	最終処分のみ	3
	中間処理と最終処分	4
特別管理産業廃棄物収集運搬業	積替保管を含まない	5
	積替保管を含む	6
特別管理産業廃棄物処分業	中間処理のみ	7
	最終処分のみ	8
	中間処理と最終処分	9

(2) 産業廃棄物を所管する都道府県及び政令市

(令和3年4月現在)

固有番号	都道府県名	固有番号	都道府県名	固有番号	政令市名	固有番号	政令市名
001	北海道	025	滋賀県	067	堺市	102	奈良市
002	青森県	026	京都府	068	東大阪市	103	川越市
003	岩手県	027	大阪府	069	神戸市	104	船橋市
004	宮城県	028	兵庫県	070	姫路市	105	岡崎市
005	秋田県	029	奈良県	071	尼崎市	106	高槻市
006	山形県	030	和歌山県	072	和歌山市	108	青森市
007	福島県	031	鳥取県	073	広島市	109	八王子市
008	茨城県	032	島根県	074	呉市	110	盛岡市
009	栃木県	033	岡山県	075	下関市	111	柏市
010	群馬県	034	広島県	076	北九州市	112	久留米市
011	埼玉県	035	山口県	077	福岡市	114	前橋市
012	千葉県	036	徳島県	079	長崎市	115	大津市
013	東京都	037	香川県	080	佐世保市	116	高崎市
014	神奈川県	038	愛媛県	081	熊本市	118	豊中市
015	新潟県	039	高知県	082	鹿児島市	119	那覇市
016	富山県	040	福岡県	083	岡山市	120	枚方市
017	石川県	041	佐賀県	084	宇都宮市	121	越谷市
018	福井県	042	長崎県	085	富山市	122	八戸市
019	山梨県	043	熊本県	086	秋田市	124	福島市
020	長野県	044	大分県	087	郡山市	125	川口市
021	岐阜県	045	宮崎県	088	大分市	126	八尾市
022	静岡県	046	鹿児島県	089	松山市	127	明石市
023	愛知県	047	沖縄県	090	豊田市	128	鳥取市
024	三重県			091	福山市	129	松江市
				092	高知市	130	山形市
<b>固有番号</b>	<b>政令市名</b>	<b>固有番号</b>	<b>政令市名</b>	093	宮崎市	131	福井市
050	旭川市	059	新潟市	094	いわき市	132	甲府市
051	札幌市	060	金沢市	095	長野市	133	寝屋川市
052	函館市	061	岐阜市	096	豊橋市	134	水戸市
054	仙台市	062	静岡市	097	高松市	135	吹田市
055	千葉市	063	浜松市	098	相模原市	136	松本市
056	横浜市	064	名古屋市	099	西宮市	137	一宮市
057	川崎市	065	京都市	100	倉敷市		
058	横須賀市	066	大阪市	101	さいたま市		

※松本市、一一宮市が追加 (令和3年4月)

資料3 産業廃棄物場外保管届出書

様式第二号の四 (第八条の二の四、第八条の二の七関係)

産業廃棄物場外保管届出書	
都道府県知事 (市長)	年 月 日
届出者 住所 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
第12条第3項前段、第12条第4項及び図面を添えて届け出ます。	
所 在 地	
保 管 の 場 所 関 する 事 項	
面 積	㎡
保管する産業廃棄物の種類	
積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限	
屋外において容器を用いずに行う保管の有無 (保管を行う場合にあっては、規則第1条の6の規定の例による高さのうち最高のもの)	
保管開始年月日	年 月 日
備考 積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第1号ホ又は第2号ロ(3)の規定により保管することができない産業廃棄物の数量を記入すること。	

(日本工業規格 A列4番)

資料4 措置内容等報告書

紙伝票のマニフェストを使用している場合 (電子マニフェストを使用している場合は、様式第五号)

様式第四号 (第八条の二十九関係)

措置内容等報告書	
都道府県知事 (市長)	年 月 日
報告者住所 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の29の規定に基づき、次のとおり報告します。	
管理票 交付番号 交付年月日	
運搬又は処分を委託した産業廃棄物の種類	( )
運搬又は処分を委託した産業廃棄物の数量	( )
報告書提出することとなった事由の区分及び②～④に該当する場合にあっては、当該事由が生じた年月日	
※運搬又は処分委託者は、氏名又は名称住所	
△把握した運搬又は処分状況及びその把握の方法	
△生活環境の保全上の支障の除去又は発生防止のために講じた措置の内容	
備考 1 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を、「産業廃棄物の数量」の欄にその数量を記載すること。 2 ※欄には、この報告書を提出する事由を生じさせた者とは、次に掲げる者をいう。 (注) ①この報告書を提出する期間内に管理票の写しを送付しなかった者 ②の場合 法第12条の3第3項から第5項まで又は第12条の5第5項の規定に規定する事項が記載されていない管理票の写しを送付した者 ③の場合 虚偽の記載のある管理票の写しを送付した者 ④の場合 法第14条第13項又は第14条の4第13項の規定による通知をした者 3 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、回欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。	

(日本工業規格 A列4番)